

平成 28 年 6 月 16 日（木）  
愛知県後期高齢者医療広域連合給付課  
給付第一グループ  
担当 伊藤（雅）、小久保、山岸  
電話 052-955-1205  
FAX 052-955-1298  
名古屋市東区泉 1-6-5 国保会館 3 階

## マッサージ（訪問）療養費の過大受給について

名古屋市内において訪問マッサージ治療院を経営していた株式会社 MRC（代表取締役 篠田和博氏）が、過誤記載のある療養費支給申請書を提出し、当広域連合から平成 27 年 9 月分の療養費 17,041,582 円を受給していました。

当広域連合としては、支給申請書の訂正等の自主的な対応を求めてきましたが、これまで対応がなされないことから、株式会社 MRC に対して、本日付で当該療養費のうち過大受給分 15,500,790 円の返還請求を行いました。

なお、株式会社 MRC が運営する治療院の廃止届が、平成 28 年 1 月 7 日付で提出されております。

### 記

#### 1 過大受給判明の経緯

平成 27 年 10 月分の療養費支給申請書の点検を行ったところ、「一人の施術師では到底不可能と思われる人数の被保険者に対する往療」「特別養護老人ホームに入所している被保険者に対する施術場所に自宅住所」が記載されていた。

これを受け、平成 27 年 9 月分の療養費を対象に、株式会社 MRC 代表取締役、施術師、特別養護老人ホームなどに対する調査を実施したところ、過誤記載に伴う過大受給が判明した。

#### 2 過誤記載の内容

- (1) 介護施設等に入所している被保険者に対し、被保険者の自宅を施術場所として、往療料が請求されていた。
- (2) 介護施設等において一人の施術師が複数の被保険者に対し連続して施術を行った場合に、複数の被保険者それぞれに往療料が請求されていた。
- (3) 施術を行った施術師と異なる施術師名で保険請求がされていた。
- (4) 保健所に届け出た施術所又は施術師（往療専門の場合）の所在地とは異なる場所から行った施術について保険請求がされていた。
- (5) 一部施設に入所する被保険者について本人負担を 1 回 100 円とし、法定の負担割合に基づく金額が徴収されていない施術について保険請求がされていた。

#### 3 今後の対応

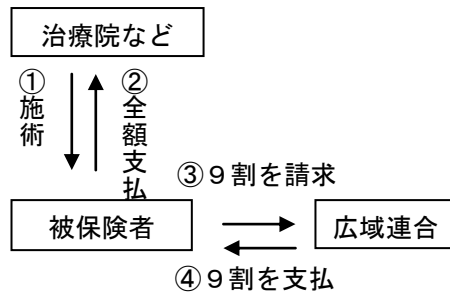
裁判手続きに入ることも検討している。

## 参考

### 1 療養費について

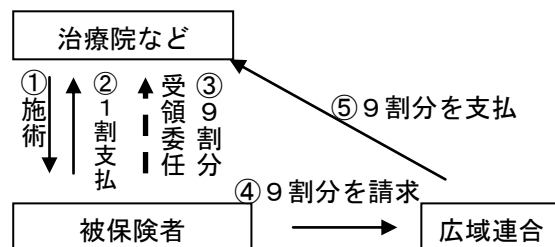
被保険者が保険医療機関及び保険薬局で診療を受けた場合、被保険者は、かかった医療費を全額負担するのではなく、自己負担分のみを負担すれば足りることになっている。(医療に関する現物給付＝「療養の給付」。残りの医療費は、保険医療機関及び保険薬局が保険者である広域連合に請求し、支払を受ける。)

鍼灸マッサージは、保険医療機関で行う現物給付ではなく、保険医療機関以外での治療行為として位置づけられており、治療を受けた被保険者は、一旦、治療費の全額を支払い、その後、被保険者自身が広域連合に対して、支払った額から自己負担額を除いた額を請求し、広域連合から被保険者に対して現金(「療養費」)が支払われる仕組みになっている。



しかしながら、この請求作業は煩雑で被保険者にとって多大な負担となるため、当広域連合では被保険者から委任を受けた施術師等が療養費の請求事務と受領を行う「受領委任制度」を認めている。

これにより、被保険者は施術を受けた場合に、一部負担金を支払うのみで済むこととなる。



### 2 往療料について

往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に、施術所所在地又は施術師の住所地から患者の家までの直線距離で算定する。

起点住所から施術場所までの距離が16キロを超えた場合は保険適用外となる。

同一家屋で同じ時間帯に複数の患者が施術を受けた場合、往療料を算定できるのは一人に対してのみである。

#### 往療距離と往療料

往療距離	往療料
～2 km	1,800 円
2～4 km	2,600 円
4～6 km	3,400 円
6 km～	4,200 円